第三条第一項第三十六号を同項第四十五号とし、同項第三十五号中「こと」の下に「（輸出・国際局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第四十四号とし、同項中第三十四号を第四十三号とし、第三十三号を第四十二号とし、第三十二号を第四十一号とし、第三十一号の次に次の九号を加える。

三十二　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること（第四十三号に規定する協同組合等検査に関することを除く。）。

三十三　中央卸売市場の監督その他卸売市場に関すること（第四十三号に規定する協同組合等検査に関することを除く。）。

三十四　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。

三十五　日本農林規格に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

三十六　飲食料品（米穀を主な原料とするもの及び酒類を除く。第二十四条第四号において同じ。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三十七　農林水産省の所掌事務に係る物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

三十八　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三十九　食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること（輸出・国際局の所掌に属するものを除く。）。

四十　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）の施行に関すること。

第三条第二項を次のように改める。

２　新事業・食品産業部は、前項第二十一号に掲げる事務のうち食料の生産及び流通の合理化に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること並びに同項第二十九号から第四十号までに掲げる事務をつかさどる。

第三条第三項中「第一項第三十二号及び第三十三号」を「第一項第四十一号及び第四十二号」に改め、同条第四項中「第三十四号」を「第四十三号」に改める。

第四条第三号中「第三十二条第四号」を「第三十四条第四号」に改め、同条第四号中「第三十二条第五号」を「第三十四条第五号」に改め、同条第五号中「第三十二条第六号」を「第三十四条第六号」に改め、同条第八号中「第三十二条第十一号」を「第三十四条第十一号」に改め、同条第十八号中「肥料にあっては生産局」を「肥料にあっては農産局」に、「農薬及び飼料にあっては生産局」を「農薬にあっては農産局の所掌に属するものを、飼料にあっては畜産局」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「食料産業局」を「輸出・国際局」に改め、第一号から第六号までを削り、同条第七号中「立案」の下に「並びに推進」を加え、同号を同条第一号とし、同条中第八号を第二号とし、同号の次に次の四号を加える。

三　農林水産省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

四　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出入に関する連絡調整に関すること。

五　農林水産省の所掌事務に係る物資についての関税及び国際協定に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること。

六　農林水産省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

第五条中第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、同条第十三号中「生産局」を「農産局」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（農林水産物（これを原料又は材料として製造し、又は加工したものを含む。第四十二条第六号において同じ。）及び食品（全ての飲食物（医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。同号において同じ。）についての輸出の促進に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第五条第十四号から第二十一号までを削る。

第六条の見出し及び同条第一項中「生産局」を「農産局」に改め、同項第一号中「農畜産物」を「農産物」に、「）を除く。第十二条第八項において同じ。）を除く」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、同項第七号中「農畜産業専用物品」を「農業専用物品」に、「、農薬及び飼料」を「及び農薬」に、「の所掌に属するもの及び」を「及び畜産局の所掌に属するもの並びに」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号及び第十一号を削り、同項第十二号中「こと」の下に「（畜産局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第八号とし、同項中第十三号を第九号とし、第十四号を第十号とし、同項第十五号中「第五十一条第三号」を「第五十条第二号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十六号を第十二号とし、第十七号から第二十三号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項を次のように改める。

２　農産政策部は、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げる事務並びに同項第二号、第三号、第五号（蚕糸業専用物品に関することを除く。）、第六号から第十号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

一　農作物の災害（病虫害及び鳥獣害を除く。）の防除に関すること。

二　農業の生産行程の改善のための農業生産に関する規範に関すること。

第六条第三項を削る。

第九条を削り、第一章第二節第一款中第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（畜産局の所掌事務）

第七条　畜産局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二　畜産技術の改良及び発達に関すること。

三　家畜の改良及び増殖並びに取引に関すること。

四　草地の整備に関すること。

五　畜産業専用物品（飼料を除く。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（経済産業省がその生産を所掌する畜産業専用物品の生産に関することを除く。）。

六　飼料の安定供給の確保に関すること。

七　中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。

八　独立行政法人農畜産業振興機構の組織及び運営一般に関すること。

第十二条第一項中「（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を削り、同条第八項中「農畜産物」の下に「（蚕糸を含み、種苗を除く。）」を加える。

第十三条第一項中「九人」を「十人」に改める。

第十四条第一項中「国際部」を「新事業・食品産業部」に、「六課」を「七課」に、「地方課」を「地環境バイオマス政策課」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　新事業・食品産業部に、次の四課を置く。

新事業・食品産業政策課

食品流通課

食品製造課

外食・食文化課